

令和5年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

令和5年3月

- 1) 令和5年度 基本方針
- 2) 試行工事「専任補助者制度」の適用範囲の拡大
- 3) 工場製作を伴う工事における配置予定技術者の同種工事の要件の見直し
- 4) 施工能力評価型の配点の見直し
- 5) 企業実績評価型の配点等の見直し
- 6) 「製作工場の有無」の評価対象の見直し
- 7) 機械チャレンジ型の見直し
- 8) 営繕チャレンジ型の配点の見直し

1) 令和5年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 令和5年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、引き続き地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。

2) 試行工事「専任補助者制度」の適用範囲の拡大

- 技術者不足が深刻な問題となっている状況を踏まえ、円滑な技術継承を推進することを目的として、一般土木工事を対象に当該制度の適用範囲の拡大を図る。
- 経験豊富な専任補助者を配置することで、若手技術者を主任（監理）技術者に配置することができる。
- 専任補助者制度活用の有無は、落札決定後から工期の始期までに選択が可能とする。
- 専任補助者制度を活用する場合は、特例監理技術者の配置は出来ないものとする。**
 - ◆対象⇒現行：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事）
 - ⇒令和5年度：工事種別 一般土木工事（A等級、B等級、C等級）

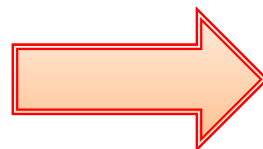
専任補助者活用イメージ

総合評価手続時



配置予定技術者A

経験豊富なベテラン技術者Aを配置予定技術者として審査



契約時



若手技術者等B

若手技術者等Bを主任技術者（監理技術者）として配置

- ※若手技術者Bの条件
- ・主任（監理）技術者となりうる資格を有するもの
- ・年齢制限は設けていない。



配置予定技術者A

配置予定技術者Aは、専任補助者として現場に配置
※現場代理人兼任可

入札公告記載例

1 工事概要

本工事は、円滑な技術継承を推進することを目的として、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる「専任補助者制度」の試行工事である。専任補助者の配置を希望する場合は、落札決定後から工期の始期までに、「専任補助者の配置の申出書」を提出するものとし、併せて専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者について、現場代理人等通知書（案）、経歴書、資格者証、3ヵ月以上の雇用関係を証明する資料を提出するものとする。「専任補助者の配置の申出書」は、落札決定後、専任補助者の配置を希望する場合に、契約担当課より配布する。

専任補助者は、現場代理人、担当技術者を兼務することができる。ただし、本工事に専任するものとし他工事との兼務は認めない。また、専任補助者制度を活用する主任技術者（監理技術者）及び専任補助者については、やむを得ない事由を除き、原則、途中交代は認めない。

専任補助者制度を活用する場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

3) 工場製作を伴う工事における配置予定技術者の同種工事の要件の見直し

◆対象：競争参加資格要件（配置予定技術者の要件）

・工場製作及び現場施工を一括で行う工事において、配置予定技術者の同種工事の要件として、これまで工場製作の経験を有する者であることを求めていたが、原則、配置予定技術者においては、工場製作の経験を求めないこととする。企業の工場製作の同種工事の施工実績は、引き続き、求めるものとする。

◆対象：工場製作及び現場施工を一括で行うすべての工種に適用（空港港湾関係を除く工事に適用）

◆競争参加資格として、企業及び配置予定技術者に求める同種工事の要件

現行

	工場製作の実績・経験	現場施工の実績・経験
企業の実績	同種工事必要	同種工事必要
配置予定技術者の経験	同種工事必要	同種工事必要

※現行、主に鋼橋上部工工事及び機械設備工事において、工場製作の実績を求めていた。

見直し

	工場製作の実績・経験	現場施工の実績・経験
企業の実績	同種工事必要	同種工事必要
配置予定技術者の経験	同種工事不要	同種工事必要

※原則、すべての工種において、配置予定技術者に工場製作の実績は求めない。

- ※ 工場製作時と現場施工時において、同一の配置予定技術者を配置する場合、現場施工の同種工事の経験が必要。
- ※ 工場製作時と現場施工時において、配置予定技術者が交代する場合、工場製作時の配置予定技術者は、同種工事の経験は不要。

4) 施工能力評価型の配点の見直し

概要

◆評価項目：「配置予定技術者の能力」
「企業の能力等」
「地域貢献等」の配点

◆対象：施工能力評価型（I型・II型）
【本官・分任官工事】

- 配置予定技術者の表彰の評価を3点から2点とし、企業の表彰と同じ配点とする。
- 配置予定技術者の能力の工事实績について5点から6点とする。
- 企業の表彰の評価を1点から2点とし、配置予定技術者の表彰と同じ配点とする。
- 「地域貢献等」における評価項目について、配点を2点又は1点とする。

⇒現行：「配置予定技術者の能力」工事实績：5点
表彰：3点

「企業の能力等」表彰：1点

「地域貢献等」全オプション：2点

⇒令和5年度：「配置予定技術者の能力」工事实績：6点
表彰：2点

「企業の能力等」表彰：2点

「地域貢献等」全オプション：2点又は1点

配点

		現行 (I・II型)		見直し (I・II型)		
配置予定技術者の能力	必須	工事实績	5	6	6	
		工事成績	10	10	10	
		表彰	3	2	2	
	オプション	配置予定技術者の資格	1	1	1	1
		継続教育（CPD）の状況	1	1	1	1
		指定する工事の工事实績	1	1	1	1
		発注者の指定する資格保有技術者	1	1	1	1
		橋梁補修工事の実績【鋼橋上部、PC工事は必須】	1	1	1	1
		その他	1	1	1	1
	小計		20	20	20	20
企業の能力等	必須	工事实績	2	2	2	
		工事成績	4	4	4	
		表彰	1	2	2	
		工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択】	3	3	3	
	オプション	週休2日工事の実績	1	1	1	1
		指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1	1	1
		ICT施工の実績	1	1	1	1
		若手・女性技術者の配置促進	1	1	1	1
		下請け予定業者の表彰実績	1	1	1	1
		〇〇工事の実績	1	1	1	1
オプション	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	2	2	2	2	
	新技術の活用【新技術導入促進（I型）の場合は必須】	1	1	1	1	
	ISOの認証取得状況	1	1	1	1	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	1	
	建設業労働災害防止協会加入	1	1	1	1	
	建設業退職金共済制度加入	1	1	1	1	
その他評価すべき項目	1	1	1	1		
小計		14	15	15	15	
地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績【原則必須】	2	1又は2	1又は2	1又は2
		特定工事の実績	2	1又は2	1又は2	1又は2
		近隣地域内工事の実績	2	1又は2	1又は2	1又は2
		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2	1又は2	1又は2	1又は2
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	6	1又は2	1又は2
		継続的な営業に基づく信頼度	2	1又は2	1又は2	1又は2
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2	1又は2	1又は2	1又は2
		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・橋門ゲート設備に適用可能】	2	1又は2	1又は2	1又は2
		専門工種の施工機械自社保有状況	2	1又は2	1又は2	1又は2
		小計	6	5	5	5
に 関 す る 評 価 施	賞 上 げ の 実 施	賞上げの実施を表明した企業等	3	3	3	3
		賞上げ基準に達していない場合等（減点）	-4	-4	-4	-4
		小計	3	3	3	3
合計		43	43	43	43	

※本官工事については「指定する工種に配置する～登録基幹技能者の配置」を必須項目2点とし、「企業の能力等」及び「地域貢献等」のオプションから6点選択するものとする。

5) 企業実績評価型の配点等の見直し

概要

◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型） 【企業実績評価型】

・監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から試行を実施中であるが、更なる促進を目的に、**配置予定技術者の能力の工事実績を求めない等**の見直しを行う。

①配点

⇒ 現行：**配置予定技術者の能力・工事实績：2点**
企業的能力等・工事实績：2点
企業的能力等・表彰：1点

⇒ 令和5年度：**配置予定技術者の能力・工事实績：0点**
企業的能力等・工事实績：3点
企業的能力等・表彰：2点
※配置予定技術者の工事实績で設定していた2点を**企業的能力等の工事实績、表彰に1点ずつ配点**

②配置予定技術者の同種要件（競争参加資格）

・**競争参加資格としての配置予定技術者の同種要件についても求めないこととする。**

配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)		見直し (Ⅰ・Ⅱ型)	
配置予定技術者の能力	必須	工事实績	2	-	
		小計	2	0	
企業的能力等	必須	工事实績	2	3	
		工事成績	4	4	
		表彰	1	2	
		工事の持ち手状況【一般土木は必須、その他は選択】	5	5	
		週休2日工事の実績	1	1	
	オプション	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1	
		ICT施工の実績	1	1	
		若手・女性技術者の配置促進	1	1	
		下請け予定業者の表彰実績	1	1	
		〇〇工事の実績	1	1	
		ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望型の場合は必須】	1	1	1
		新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	
		ISOの認証取得状況	1	1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	
		建設業労働災害防止協会加入	1	1	
建設業退職金共済制度加入	1	1			
その他評価すべき項目	1	1			
	小計	14	16		
地域貢献等	オプション	災害協定に基づく活動実績【原則必須】	2	2	
		特定工事の実績	2	2	
		近隣地域内工事の実績	2	1	
		近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	2	1	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	1	4
		継続的な営業に基づく信頼度	2	1	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2	1	
		製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2	2	
	小計	4	4		
賃上げの実施に	必須	賃上げの実施を表明した企業等	2	2	2
		賃上げ基準に達していない場合等（減点）	-3	-3	-3
合計			22	22	

6) 「製作工場の有無」の評価対象の見直し

概要

◆評価項目：地域貢献等-「製作工場の有無」

(選択項目：鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備等)

◆対象：施工能力評価型（I・II型）、技術提案評価型（S型）【分任官・本官工事】

- ・九州内に自社の製作工場がある場合に加点評価を行うこととしていたが、発注工事と同じ工種区分の製作実績（付属物のみは除く）のある工事に限定するよう変更する。

⇒ 現行：九州内の自社製作工場の有無について、2段階で評価

⇒ 令和5年度：九州内の自社製作工場の有無について、2段階で評価

ただし、発注工事と同じ工種区分の製作実績のある工場に限る。

評価基準・配点

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
地域貢献等	製作工場の有無 【選択 鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備等で設定可】	九州内に自社工場の有無. ただし、発注工事と同じ工種区分の製作実績のある工場に限る。	2段階	九州内に自社工場あり：A 九州内に自社工場なし：E	A：1又は2 E：0

7) 機械チャレンジ型の見直し (1/2)

【背景】

- ▶ 現行の試行により、経験の少ない技術者の参加ができる事となった一方、工事实績が多い企業が受注している傾向となっていることから、現在の機械チャレンジ型に加えて、直轄工事の受注件数が少ない企業にも受注機会が拡大するよう、配点を見直した新たなチャレンジ方式（参入促進タイプ）を追加する。
- ▶ 併せて、現行の機械チャレンジ型を技術者確保タイプとし、より企業の能力に重視した配点に見直しを行う。

【内容】

【技術者確保タイプ】

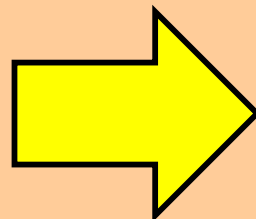
- ▶ 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。
- ▶ 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事で、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することができるものとする。
- ▶ 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【参入促進タイプ】

- ▶ 「参入促進タイプ」は、技術者の能力を求めないことに加え、受注実績が少ない企業に受注機会を与えることが目的であることから、工事成績・表彰、工事の手持ちに関する評価項目は削除し、当該年度の受注実績（件数）を評価し、地域貢献等における災害協定及び機械設備点検の実績で評価するものである。
- ▶ 対象工事：分任官工事の機械系工事のうち、比較的難易度の低い更新や修繕を行う機械設備工事で、当該年度の発注状況を踏まえ、実施することができるものとする。
- ▶ 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【現行と見直しの概要】

機械チャレンジ型 【試行: 現行】		企業評価点 (43点)
企業の能力等 最大14点	工事实績 2点 工事成績 4点 表彰1点 手持ち 3点 技能者顕彰等 2点 週休2日1点 OP1点	
地域貢献等 最大26点	災害協定実績 6点 特定工事实績 10点 近隣点検実績 10点	
賃上げの実施表明 3点		



機械チャレンジ型 【試行: 技術者確保タイプ】		企業評価点 (25点)	機械チャレンジ型 【試行: 参入促進タイプ】		企業評価点 (13点)
企業の能力等 最大14点	工事实績 2点 工事成績 4点 表彰1点 手持ち 3点 技能者顕彰等 2点 週休2日1点 OP1点		企業の能力等 最大6点	工事实績 2点 受注実績 3点 OP1点	
地域貢献等 最大9点	災害協定実績 3点 特定工事实績 3点 近隣点検実績 3点	地域貢献等 最大6点	災害協定実績 3点 近隣点検実績 3点		
賃上げの実施表明 2点		賃上げの実施表明 1点			

8) 営繕チャレンジ型の配点の見直し

営繕チャレンジ型

【背景】

・営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。

・そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。

・また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。

・以上を踏まえて、「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手又は女性技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

【概要】

評価項目		営繕チャレンジ型 【(R4) 試行】配点		営繕チャレンジ型 【(R5) 試行】配点	
配置予定技術者の能力等	工事实績	0.0	/	/	0.0
	工事成績				
	表彰（優秀技術者）				
	配置予定技術者の資格 （資格取得後の経験年数）				
	オプション項目 （継続教育（CPD）の状況）				
企業 の 能力 等	工事实績	10.0	18.0	10.0	15.0
	受注（契約）実績	4.0		/	
	工事成績	/		/	
	表彰（優秀技術者）	/		/	
	登録基幹技能者等の配置	1.0		1.0	
	オプション項目 （若手又は女性技術者の配置、労災共、 建退共への加入等）	3.0		4.0	
地域貢献等 （オプション項目）		12.0	12.0	15.0	15.0
賃上げ の実施 に関する 評価	賃上げの実施を表明した企業等	2.0		2.0	
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）	▲ 3.0		▲ 3.0	
合計		32.0		32.0	

※営繕チャレンジ型の配点の見直し。

- ・配置予定技術者の能力等の評価を行わない（変更無し）。
- ・受注（契約）実績の評価項目を無くし、若手又は女性技術者の配置促進（1点→2点）、及び地域貢献等の配点（12点→15点）を増加。